

## 第 5 回 教育委員会会議録（要点）

日時	平成 30 年 3 月 9 日（金）午後 5 時
場所	庁舎第 3 別館 2 階 会議室
出席委員	教育長 八木良二、委員 篠宮博幸、委員 竹田美和、 委員 村上浩一
欠席委員	委員 藤井信子
会議に出席した者の職・氏名	事務局長 林秀樹、総務課長 橋田裕旨、 学校教育課長 高橋隆司、社会教育課長 八木輪吾、 文化振興課長 真部春樹、体育振興課長 塩見慎一郎、 学校給食課長 丹下義人、総務課長補佐 白石恭一
傍聴人	なし
議題	議案第 9 号 今治市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について 議案第 10 号 今治市スポーツ推進委員の委嘱について 議案第 11 号 県費負担教職員の人事の内申について その他
八木教育長	午後 5 時、開会を宣す。 日程番号 1、第 4 回会議録を承認してよいか問う。
—各委員—	承認する。
八木教育長	日程番号 2、会議録の署名委員に、篠宮委員、村上委員を指名する。
八木教育長	日程番号 3、教育長報告を行う。 お配りしております文書をもって教育長報告に代えさせていただきますが、現在開会中の今治市議会における教育委員会関係の一般質問と答弁の概要について、口頭でお伝えいたします。 教育委員会関係については、4 人から質問がありました。その内、公明党の谷口議員からの質問については、私から答弁いたします

た。

質問の要旨は、

○子どもたちに質の高い一流の文化に触れさせることが大切であるが、本市では、文化庁の事業をはじめどのようなことを行っているか、

○教育委員会が中心となって文化芸術に触れる事業の配分、予算確保をすべきと考えるが考えを聞きたい、  
というものでして、次のように答えました。

今年度は、

○文化庁「文化芸術による子どもの育成事業」小学校3校で実施

○「愛媛県歌いつごう日本の歌開催事業」小・中学校2校で実施

○こころの劇場 劇団四季ミュージカルの主催

中学生対象 前日リハーサル見学と役者へのインタビュー

全小学校6年生対象 当日公演への招待

○小・中音楽会でプロの演奏家を招聘、演奏

○学校行事等を利用した美術館、博物館等見学の奨励

をしており、今後は、授業時数の増加により時間確保の工夫が一層必要になるが、学校や関係団体と連携し、必要なものについて引き続き研究する。

というような答弁をいたしました。

私からの報告は、以上でございます。

## 1 報告

下記の各行事が予定どおり終了しました。お世話になりました。

2月27日（火） 学校給食運営審議会

2月28日（水） 放課後こどもプラン運営審議会

3月2日（金） バイキング給食

3月3日（土） 自然科学教室学習発表会

3月4日（日） 公民館文化祭（日吉、近見、富田、日高、波止浜）

3月4日（日） 俳句キッズわくわくコンテスト表彰式

3月4日（日） F A アカデミー今治2017年度成果発表会

## 2 3月行事等予定（再掲）

11日（日） 10：00 中央公民館文化祭

14日（水） 10：00 明德短期大学 学位記・修了証書授与式

16日（金） 9：30（要確認） 中学校卒業式

16：00 J F A アカデミー 1期生 卒校式

18日（日） 13：00 中央公民館文化祭 開会式

20日（火） 10：00 岡村小学校卒業式

22日（木） 10：00（案内状要確認） 小学校卒業式

23日（金）小・中学校修了式

18：00 教育委員会管理職員懇親会

24日（土）10：00 はしはまこがく認定こども園 竣工記念式典

林事務局長

開会中の今治市議会で、教育委員会に関係するものとして、4人から出された一般質問とそれに対する答弁は、教育長がお答えした1人以外の3名につきまして、予算等の関係もあり、私からお答えしました。

1 永井隆文議員 就学援助について

就学援助については、経済的理由により、小中学校への就学が困難な児童生徒をもつ保護者に対して、学用品費、入学準備時の学用品費、修学旅行の費用、校外活動の費用、学校給食費、医療費、通学費用など、就学に必要な経費の一部を援助しています。

これにつきましては、大きく2つ、

○要保護者 生活保護を受けている方（国庫補助事業）

○準要保護者 一定の条件に該当するなど生活保護に準ずる程度に困窮し、援助が必要と認められる方（市単独事業）

に分けられます。

質問は、

1 今治市の要保護児童生徒に対する就学援助の現状についてはどうなっているか、

2 今治市における準要保護児童生徒の認定条件と就学援助の現状についてはどうなっているか、

3 新入学児童生徒学用品費の入学前支給は、従来不可能であったものが平成29年度から支給できるようになったが、今治市の考え方はどうか、

の3点でありました。

3については、市長より、要保護児童生徒については、国の制度変更後のとおり入学前支給を行なうこと、準要保護児童生徒についても、保護者、児童生徒の気持ちに寄り添いながら、検討を進めてまいります、とお答えしました。

1、2については、私より、

○準要保護児童生徒の認定条件は、「同居する世帯全員の市民税が非課税である場合」、「同居する世帯全員の合計所得額が生活保護基準額の1.3倍以下である場合」、「生活保護法に基づく保護が停止又は廃止された際に一定の基準内にある場合」のいずれかに該当する場合となっていること

○就学援助の現状については、本年3月1日時点の準要保護児童生徒認定者数は、延べ人数で、小学生728名、中学生419名であること

○援助項目は、「学用品費等」、「新入学児童生徒学用品費等」、「修学旅行費」、「校外活動費」、「給食費」、「医療費」、「通学費」であること

○準要保護児童生徒に対する支給総額は、昨年度決算額で、小学生は約3,957万円、中学生は約3,516万円であることを報告しました。

また併せて、本制度の周知方法は、制度利用希望の有無にかかわらず、各学校を通じ全ての保護者に対し、制度案内の文書を配布していること、配布時期とその方法についても小中学校それぞれの時期に間にあうように、学校を通じて行なっていることをお答えしました。

最後に、本年度、要保護児童生徒における新入学児童生徒学用品費は、ほぼ倍増されているが、準要保護についても同様の取扱いであるかとの再質問に対し、準要保護についても、要保護児童生徒援助費補助金の増額に準じて引き上げたものを、平成30年度予算に計上していることを答弁しました。

## 2 山岡健一議員 今治市立小中学校の給食費について

以前、同じ今治市において、給食費の地域間格差が生じているのはおかしい、是正すべきであるとのことをご質問をいただきました。その時の答弁は、格差是正実現のためには、食材の安全性や質の確保はもとより、適正価格による安定した供給が不可欠であり、引き続き食材の調達方法の改善を行なってまいります、というものでした。今回、給食費の地域間格差是正に向けての進捗状況はどうなっているか、ご質問いただきました。これに対しまして、徐々にではありますが入札対象品目を増やして、購入単価の調整に努めていること、また各調理場の給食運営委員会や学校運営審議会のご意見を踏まえながら、今後とも取り組んでまいりたい旨、答弁いたしました。

## 3 黒川美樹議員 中学校の部活動支援について

質問は、

1 子供を取り巻く教育環境における部活動支援体制について、学校管理下における部活動支援として、体育部・文化部双方に対し、市はどのような補助、支援を行なっているか、

2 今治市内の生徒間交流の観点から見た支援のあり方について、体育部、文化部ともに、市内一円で行なわれる他校との練習・交流が行なわれる際、橋の通行料に対し支援ができないか、また部活動支援のあり方について、今後の方向性をどのように考えているか、の2点でありました。

これらについては、私より、

○本来、部活動は、児童・生徒の自主的・自発的な参加により、教育課程との関連を図りつつ行なわれる教育課程外の活動であること、

○しかしながら、教師の担う役割は大きい状況であり、また保護者や地域の協力なしでは、その活動が難しいことも承知していること、

○しまなみ海道を通行する市主催の大会、あるいは四国大会・全国大会へ参加する旅費については、体育部と文化部ともに支援していること、

○体育部については、中学校体育活動の振興を図るために、教職員が運営する中学校体育連盟という組織があり、市から中学校体育連盟に補助し、その中学校体育連盟から、市内各校が独自で主催する大会や練習試合等についても、旅費の一部を支援していること、

○中学校の部活動については、各学校、各部により様々な活動がなされている中、国等において、教員の負担軽減を図る視点などから、「部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」や「運動部活動の抜本改革に関する緊急提言」などの改革案が検討中であり、こうした動きにも注視しつつ、また他市の動向等も参考にしながら、今後児童生徒の健やかな成長に欠かせない部活動のあり方や、部活動の支援についても研究してまいりたい、と答弁しました。

八木教育長

<議題審議>

「議案第9号 今治市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について」説明を求める。

高橋学校教育課長

－「今治市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について」を説明－

八木教育長

承認してよいか問う。

－各委員－

承認する。

八木教育長

「議案第10号 今治市スポーツ推進委員の委嘱について」説明を求める。

塩見体育振興課長

－「今治市スポーツ推進委員の委嘱について」を説明－

八木教育長

承認してよいか問う。

—各委員—

承認する。

八木教育長

次の「議案第11号 県費負担教職員の人事の内申について」、は人事に関する案件であるため、今治市教育委員会会議規則第11条に基づき、非公開とすることを出席委員に諮る。

—各委員—

全員賛成

八木教育長

この案件は非公開とする。  
議案に関係しない事務局職員に退出を求める。

(議案に関係しない事務局職員退出)

高橋学校教育課長

—「県費負担教職員の人事の内申について」説明—

八木教育長

承認してよいか問う。

—各委員—

承認する。

八木教育長

午後5時47分、閉会を宣す。

以上、会議の次第を記し、その相違ないことを証するため署名する。

篠宮委員

村上委員